

消 防 予 第 3 5 号
平成18年1月25日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

消 防 庁 長 官

死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底について

住宅防火対策の推進については、日頃より積極的な取組みをお願いしているところですが、1月4日の5名の児童が亡くなった兵庫県姫路市の住宅火災をはじめとして、死者を生ずる住宅火災が相次いで発生し、死者数も急増しており、社会の安心・安全を脅かすまさに非常事態に直面しております（別添参照）。

このような状況を克服するためには、火災の危険性の啓発や火災予防思想の普及はもとより、住宅用火災警報器の設置促進を含めた徹底した住宅防火対策に積極的に取り組むことが必要です。

については、貴職におかれては、報道機関との連携（住宅用火災警報器の有効性を含めた住宅防火対策に関する情報の提供等）や広報誌等と連携した広報を積極的に実施するとともに、本年6月から新築住宅へ住宅用火災警報器等の設置等が義務づけになりますので、既存住宅についても消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等により早期の自主的な設置を促す等、安心・安全な社会の確立へ向けて、積極的な住宅防火対策の推進にご理解とご協力をお願いします。

また、各都道府県知事にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知頂くようお願いいたします。